

福井県地方税滞納整理機構について

1 組織の形態

法令に基かない任意の組織とし、県および17市町が参加する。

2 設置目的

県と市町が共同して、地方税の徴収体制を強化することを目的とする。

3 設置期間

平成21年4月1日からとする。

4 組織

(1) 運営委員会

滞納整理の基本方針、滞納整理目標の策定、年間事業計画を策定する。

委員長：県総務部長 委員：17市町の副市長および副町長等

(2) 幹事会

運営委員会の機能を補完する。

幹事長：県税務課長

幹事：17市町の納税担当課長

(3) 事務局

県税務課納税推進室に置く。

機構事務の取りまとめおよび引受案件の進行管理を行う。

(4) 共同徴収チーム

- 県内を3地区（福井・坂井・奥越地区、丹南地区、嶺南地区）に分け、1地区1チームずつ編成する。
- チーム員は県職員とチーム構成市町職員で構成し、それぞれの併任発令を受け、チーム構成市町の徴収が困難な滞納案件の整理にあたる。
- 共同徴収チームの拠点は、嶺北については福井合同庁舎、嶺南については若狭合同庁舎に置く。

地区	福井・坂井・奥越		丹南		嶺南	
	構成市町	拠点	構成市町	拠点	構成市町	拠点
21年度	福井市 あわら市 坂井市	納税推進室 (電気ビル)	越前市 南越前町	納税推進室 (電気ビル)	小浜市 高浜町 おおい町	若狭合同 庁舎
22年度	大野市 勝山市 永平寺町	納税推進室 (電気ビル)	鯖江市 池田町 越前町	納税推進室 (電気ビル)	敦賀市 美浜町 若狭町	敦賀合同 庁舎
23年度～	福井市 大野市 勝山市 あわら市 坂井市 永平寺町	納税推進室 (電気ビル) H24～福井 合同庁舎	鯖江市 越前市 南越前町 越前町 池田町	納税推進室 (電気ビル) H24～福井 合同庁舎	敦賀市 小浜市 美浜町 高浜町 若狭町 おおい町	若狭合同 庁舎